



飯田市に住所がある方へ

自転車用ヘルメット 購入費用の一部を 補助します。



補助対象者

飯田市に住所がある**中学3年生・高校生等**(令和5年度末年齢15~18歳)
平成17(2005)年4月2日生まれ以降、平成21(2009)年4月1日生まれの方

飯田市に住所がある**高齢者**(令和5年度末年齢65歳以上)
昭和34(1959)年4月1日生まれ以前の方

受付開始

令和6年1月15日(月)~ ※令和6年度末までの予定

補助内容

税込**2,000円以上**の自転車用ヘルメット1個につき
2,000円のQUOカードを交付します。

申請方法

- 飯田市公式Webサイトの申請フォームからのお申込み
- 本チラシ裏面の申請書に必要事項を記載して危機管理課窓口か最寄りの自治振興センターへ提出

必要書類

- 自転車用ヘルメットを購入した際の領収書
- 自転車用ヘルメットが安全認証(SG・JCF・CE・GS・CPSC・その他)を受けていることが分かる書類



詳しくはコチラ



飯田市公式Webサイト

電子申請はコチラ



申請フォーム

【問い合わせ先】 伊坪ビジネス株式会社(業務委託先) TEL.080-8405-1620 メール helmet@azure.jp

飯田市自転車用ヘルメット購入費補助申請書

年 月 日

飯田市長

飯田市自転車用ヘルメット購入費補助要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

1 申請者

申請者		生年月日	住 所
フリガナ			飯田市 電話番号
氏 名			
保護者同意欄 (申請者が生徒等の場合)		申請者との続柄	住 所
フリガナ			電話番号
氏 名			

2 購入した自転車用ヘルメット

本体の価格 (2,000円(消費税及び地方消費税額を含む。) 以上のものに限る。)	円	認証記号 (いずれかに○)
		SG・JCF・CE・GS・CPSC その他()

3 同意事項 申請を行うに際し、以下の内容を確認し、これに同意します。

- (1) 自転車を運転する際は、必ず自転車用ヘルメットを着用すること。
- (2) 自転車用ヘルメットは、第三者に売り渡さないこと。
- (3) 自転車用ヘルメットは、要綱第2条第1号のいずれにも該当するものであること。
- (4) 自転車用ヘルメットの購入について、要綱と同様の趣旨による金員を受けていないこと。
- (5) 飯田市がこの事業の実施に係る申請者(保護者を含む。)の個人情報住民基本台帳の閲覧その他の方法により取得することに同意し、必要に応じて飯田市に求められる関係書類の提出を行うこと。
- (6) 申請書及び添付書類の不備、郵送不能その他の飯田市の責めによらない事由によって交付が受けられなかった場合は、この申請を取り下げたものとみなすこと。
- (7) 要綱第11条第1項に規定する返還を求められた場合は、同条第2項の規定により返還を行うこと。
- (8) 申請者が生徒等である場合は、申請をすることについて当該生徒等の保護者の同意を得ていること。

4 添付書類

- (1) 領収書その他の購入した自転車用ヘルメットの品名、購入金額並びに購入日及び購入者(申請者と同一の者に限る。)の氏名並びに購入先が分かる書類の写し
- (2) 要綱第2条第1号アに掲げる事項に該当していることが確認できる書類の写し